

下末吉小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日策定(令和6年3月22日改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2)いじめ防止に向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

互いを認め合い、だれもが安心して生活できる温かい人間関係の中で、自分のよさを理解し、他者を尊重しようとする気持ちを持つことができる。しかし、子どもの生活の場にひとたび他者を排除するような雰囲気形成されれば、いじめを発生させる要因ともなりかねない。

いじめは、子どもにとって健やかな成長の阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立ち、いじめを防止するための基本となる方向性を次のように考える。

- いじめは、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害である。
- いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域などが、それぞれの役割を自覚し、相互に協力して活動する必要がある。
- 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1)委員会の構成員

校長、副校長、児童支援専任教諭、教務主任、養護教諭、低・中・高担任各1名により構成する。

- ア 事案の状況により、関係する教職員を加える
- イ 必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2)委員会の運営

- ア 月1回以上定期的に開催する。
- イ いじめの疑いがある段階で、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ウ 校長は学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3)委員会の活動内容

ア いじめの未然防止

居場所づくり、自己有用感の育成、人間関係づくり、人権尊重の精神の育成

- ・いじめを許さない風土、世論づくり
- ・「わかる授業」「人権が尊重される授業」
- ・あいさつ運動、相談活動の充実

- ・児童会活動、たてわり活動の充実
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在や活動の児童・保護者・地域への周知

イ 早期発見、事案への対処

教育相談の充実、教職員体制の組織化と強化

- ・日常における児童の見とりやアンケート等の定期的な実施と分析による早期発見。
- ・いじめやいじめの疑いを察知した場合には、情報の迅速な共有、児童に対するアンケートや聴き取りにより事実関係の把握といじめであるか否かの判断。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集と記録。情報の共有。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導体制、対応方針の決定と保護者との連携などの組織的な対応。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、区役所、児童相談所、警察等の関係機関と連携。

ウ 取り組みの検証

計画の実施と検証、修正

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証、修正。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止に関わる校内研修の企画と計画的な実施。

3 いじめの未然防止・早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こり得ることを踏まえ、児童が、周囲の児童や教職員と信頼できる関係の中、「だれもが、安心して、豊かに」学校生活を送り、規律正しい態度で授業に主体的に取り組むことができるように、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

そのためには、児童の自己有用感や自己肯定感を育成するための授業づくりが大切であると考える。

ア 人権が尊重される授業づくり

- ☆児童一人ひとりが集団の中で自己存在感や自己有用感をもつことができるような支援。
- ☆児童が自己選択や自己決定できるような支援。
- ☆共感的な人間関係を育成する支援。

イ ユニバーサルデザインの視点を重視した授業づくり。

- ☆学習活動の見通しを示すこと
- ☆視覚的な情報の提示(ICTの活用、板書や掲示の工夫等)
- ☆温かな雰囲気のある教室環境(言われてうれしい言葉を増やし、言われて悲しくなる言葉を減らしていく取り組み等)

ウ 特別活動や道徳の授業を通して、子どもたちがいじめの防止に向けて主体的に話し合うことができるような支援

- ☆たてわり活動の充実。
- ☆特別活動を通して、共感的な人間関係作りの推進。
- ☆道徳の授業や指導を通して、道徳の課題に日常的に取り組み、自ら振り返りができるような支援。
- ☆「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を生かし、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくること。

エ 体験的な活動を重視し、体全体で学ぶ授業づくり。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたり、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識して早期発見に努める。

- ア 教職員一人ひとりが、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化やいじめの兆候を見逃さないようアンテナを高く保つこと。
- イ いじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめを訴えやすい体制づくり。
- ウ インターネット上で行われるいじめに対しては、情報モラル教育の推進による児童の意識の向上、保護者への啓発に努める。また、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握すること。
- エ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの学級参観によるアセスメントの実施。

(3)いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導を行うため、教職員は、些細な兆候や懸念、児童からの訴えを個人で抱え込んだり、判断したりせず、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、組織的な対応を行う。

- ア 学校いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針の決定、記録。
- イ いじめを受けた児童の状態に合わせた継続的な支援。
- ウ いじめを行った児童に対しての再発防止に向けた継続的な指導、支援。
- エ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察等関係機関との連携、保護者との協力。

(4)いじめの解消

いじめが解消している状態とは、次の2つの要件を満たしていることとする。

- いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする。)
- いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。また、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があることを十分踏まえ、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察していく。

(5)特に配慮が必要な児童

いじめはどの子にも起こりうる可能性があり、障害のある児童、外国につながる児童、性同一性障害のある児童、東日本大震災などにより被災した児童、原子力発電所事故により避難している児童については、日常的に児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。また、保護者との連携、周りの児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(6)教職員への研修

- ア 児童理解研修。児童の心理や行為・行動の背後にある児童同士の人間関係をとらえるための研修。
- イ 横浜市いじめ防止基本方針、下末吉小学校いじめ防止基本方針を教職員全員で共通理解。
- ウ いじめ防止研修、YP アセスメント研修の実施。

(7)下末吉小学校「学校づくり懇話会」の活用

地域・保護者の代表の方が参加する「学校づくり懇話会」や青少年の健全育成を目指す「末吉中学校区、学校・家庭・地域連携事業」を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

(8) 取り組みの年間計画

未然防止・早期発見に向けての主な活動内容		
実施月	主な取り組み	具体的な取り組み内容
4月	児童指導研修	いじめ基本方針を全職員で共通理解
	地域訪問	児童の実態把握
5月	いじめ解決のための生活アンケート(記名式)・教育相談	児童の実態把握と具体的な支援策の検討
6月	子どもの社会的スキル横浜プログラムの研修とYPアセスメント(第1回)の実施、教育相談	学級づくりについての理解と児童の実態把握と具体的な支援策の検討
	まちと共に歩む学校づくり懇話会	いじめ防止の取り組みについて
7月	個人面談	家庭との情報共有、相談
	中学校ブロック「横浜子ども会議」	いじめ防止に向けた取り組みの話し合い
8月	児童理解研修、人権研修	児童理解と人権理解
	区交流会「横浜子ども会議」	いじめ防止に向けた取り組みの話し合い
11月	YPアセスメント(第2回)、教育相談	1回目との比較を通して実態を把握と具体的な支援策の検討
12月	<いじめ解決一斉キャンペーン>	児童の実態把握と具体的な支援策の検討 アンケートをもとに児童の実態を把握 学校や学級で取り組みの実施 家庭との情報共有、相談
	いじめ解決のための生活アンケート(無記名式)、教育相談	
	人権週間の取り組み	
1月	個人面談	家庭との情報共有、相談
	学校評価	年間の取り組みのふり返りと改善
2月	まちと共に歩む学校づくり懇話会	いじめ防止の取り組みのふり返り
3月	いじめ防止基本方針の見直し	いじめ防止基本方針の見直しと改善

※いじめ防止対策委員会は、毎月実施する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

次のいずれかに該当する場合は、いじめ防止対策推進法28条第1項にあるようにいじめの重大事態又は重大事態の疑いに当たる。

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 児童の保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

(2) 発生の報告

重大事態(疑いを含む)が発生した場合は、学校は直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取り組み等の見直しを行う。